



# 長崎市消費者センター

## 長崎市消費者を守るネット通信(第142号)

配信日 平成30年6月13日

### 身に覚えのない請求メールが届いた！？

#### 【相談事例】

スマートフォンのSMS（ショートメッセージ）に、身に覚えのない請求メールが届いた。内容は、有料動画の未納料金である。大手企業の名前があったので、利用したことはなかったが書いてある番号に電話をしたら、1年前に契約をしていると言われた。未払いが20万円あるとのことで、今日中に支払わないと少額訴訟を起こすと言われたが、支払わないといけなからい。

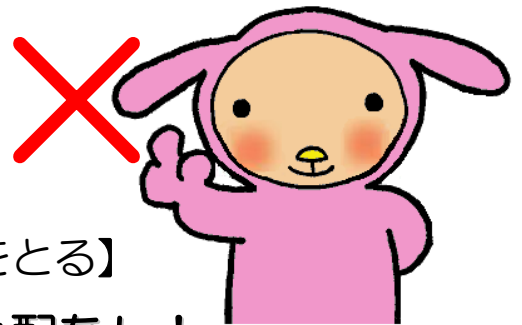
詐欺グループは言葉巧みに個人情報聞き出し、お金を支払わせようとしてきます。身に覚えのない請求で、以下の文句に注意してください。

【文句①未納金額を調べるので、住所と名前と電話番号を教えてください】

**個人情報があぶない！**

【文句②一度払ってもらって、後で返金する】

**お金は戻ってきません！**



【文句③今日中に支払われないと、法的手続きをとる】

**契約そのものが存在していませんから心配なし！**

SMSに身に覚えのない請求メールが届いても、相手に連絡をせず、消費者センターや警察に相談してください。

※不安になったりおかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

**長崎市消費者センター**（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

【相談受付時間】火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です（月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です）